

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業  
多賀城市中央二丁目地内
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
多賀城駅北開発株式会社 代表取締役 永沢 正輝  
多賀城市東田中二丁目40番32-1002号
- 3 市町村の意見の概要
  - （1）騒音問題に対応するための対応策について。対象施設については、北側及び西側の住宅地に隣接して荷さばき施設及びその搬入車両出入口があることから、早朝・深夜の荷さばき作業時に発生する騒音源（搬入車両の不必要なアイドリング、車両後進ブザー、台車段差越え、作業従事者の大声等）については、静穏な生活環境に対して大きな影響を及ぼす恐れがあることから、十分な配慮をすること。  
また、空調機室外機等の設備機器については、低騒音型の導入はもちろんのこと、必要最低限の運転の実施及び定期的なメンテナンスの実施並びに設備機器の経年劣化による騒音レベルの変化が無いよう十分配慮すること。  
なお、出店計画概要書に記載されている、騒音の発生による周辺地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項を、確実に実行すること。
  - （2）上記に加えて、24時間営業のコンビニエンスストアについても、上記（1）の配慮事項と同様とするが、特に深夜営業の来店客のマナーに対する苦情が寄せられることが多いことから、店舗側においては誠意をもって柔軟な対応をすること。
  - （3）騒音の予測・評価については、周辺生活環境に与える影響は軽微であると予測されているが、騒音は感覚公害とも言われ、個人差があることから原因行為が規制法令に違反していないことが明らかとなっても、周辺住民から苦情等が発生した場合には、誠意をもって柔軟な対応をすること。

(4) 廃棄物等の保管及び処理について。大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示16号)を遵守し、出店計画概要書のとおり廃棄物の適正な保管及び処理を行うこと。

(5) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮について。廃棄物の減量に努めるとともに資源物等のリサイクルルートを独自に構築し、資源物等をリサイクルするよう配慮すること。

(6) その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について。周辺住民から廃棄物の悪臭や散乱等による苦情等が発生しないよう十分配慮し、苦情等が発生した場合には誠意をもって柔軟な対応をすること。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及多賀城市役所

6 縦覧期間

平成27年12月4日から平成28年1月4日まで(ただし，閉庁日を除く。)